

平成21年度
年度計画

国立大学法人北海道大学

平成21年3月31日

平成21年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

①全学教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 本学では、教養教育（教養科目）に専門基礎教育（基礎科目）を加えて、全学の責任の下に全学の教員が授業を担当する「北大方式」という特徴ある教育を、以下のとおり「全学教育」として実施する。

ア) 本学では、教養教育をすべての学部教育にとって不可欠のコアと位置づけ、「コアカリキュラム」と称する。このように教養教育を重視する教育理念に従って、「最良の専門家による最良の非専門教育」を実施し、豊かな人間性と高い知性、並びに広い教養、すなわち、人間の生とそれを取りまく社会や自然に対する広い視野と高い視点、そして深い洞察を統合する力を身に付けさせるとともに、高いコミュニケーション能力や情報リテラシー能力などの基盤的能力、並びに異文化理解能力の育成を図ることを目指す。

イ) 専門基礎教育（基礎科目）は、数学、物理学、化学、生物学、地学、人文科学及び社会科学の基礎的学問分野の学力を、全学教育の段階で専門教育に必要なレベルに到達させることを目指す。

②学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 学部教育では、全学教育で身に付けさせた能力等に加えて、人文・社会・自然諸科学の各分野の基礎的知識を確実に習得させるとともに、豊富な専門分野の知識を身に付けさせ、新しい課題に対して積極的に道を拓く人材を育成する。
- ・ 国家試験にかかわる専門職業人を養成する学部では、専門職業人としての自覚を高めるため、専門導入教育及び実践的教育と結合した教育課程を充実させるほか、学部横断的な支援を図り、高い合格率を維持するとともに、それぞれの分野において指導的立場に立ちうる人材を育成する。

③大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 修士課程においては、専門科目の履修、各研究室・ゼミ等での研究への参加及び修士論文の指導・審査により、専攻分野及び関連分野において、研究に参画する能力を持つ人材を育成する。併せて社会のニーズに対応した多様なコースの充実を図り、国際的にも活躍できる高度な専門的能力を持つ高度専門職業人を育成する。
- ・ 博士（後期）課程においては、独自のテーマに基づく研究を自立的に遂行するよう指導し、専攻分野及び関連分野において、独立して世界的水準の研究を展開できる人材を育成するとともに、高度に専門的な業務に従事する人材を育成する。

④卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

(i) 学士課程

- ・ 学士課程では、基礎・専門教育及び研究経験により得られた広い視野と知見を最大限に生かし、産業界、官公庁、公益的組織及び専門的職業において指導的役割を担うこと、また研究者あるいは専門職業人を志す者については、本学又は他大学の大学院に進学することを目指す。
- ・ 国家試験に係る専門的職業人を養成する学部では、取得した資格を生かして、それぞれの専門分野で指導的な立場で活躍し、社会、地域のために貢献するとともに、より高度の教育

を目指して大学院に進学することも目標とする。

(ii) 大学院課程

- ・ 修士課程では、専攻分野において修得した高度の知識や研究能力を最大限に生かすべく、本学又は国内外の他大学の博士（後期）課程への進学はもとより、研究、教育機関や企業等の研究開発部門への就職を目指す。また、高度専門職業人養成を行う分野の修士課程修了者は、社会のニーズに対応した高度に専門的な業務を目標とする。
- ・ 博士（後期）課程では、専攻分野において修得した高度、かつ最先端の知識と研究能力を最大限に生かすべく、国内外における大学等の高等教育機関の教育職並びに各分野の研究所及び企業の研究開発部門に就職することを目標とする。また、社会の変化に応じて多様化すると思われる高度に専門的な業務をも視野に入れる。

⑤教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・ 単位修得状況、進級状況、学位取得状況及び資格取得状況などについて、引き続き点検評価を行う。
- ・ 卒業生に対する進路及び就職後の状況等調査の分析結果を、キャリア教育に反映させるとともに、就職支援と連携させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(i) 学士課程

- ・ 平成19年度までの本学入学者選抜に関する調査・研究、国立大学協会から提言のあった「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」に基づき、本学における平成22年度以降の入学者選抜方法について検討を行い、成案がまとまった段階で公表する。
- ・ 多様な学生を受け入れるため、2年次及び3年次編入学制度の一層の拡充に努める。
- ・ 「平成19～21年度入試広報戦略に係る活動計画」に基づき、以下の対外的なPRをより効果的に展開する。
 - ア) ホームページの充実及び外国人留学生のための英語版の充実
 - イ) 「大学案内」への入試広報DVDの添付及びその積極的な活用
 - ウ) 本学が主体となった大学説明会及び進学相談会の実施
 - エ) オープンキャンパス、体験入学の実施
 - オ) 高校訪問・進路指導教諭との懇談会の実施
 - カ) 他の機関が実施する各種進学説明会への参加

(ii) 大学院課程

- ・ 大学院への入学志望者に対して明確で豊富な情報を提供するため、引き続き大学院進学ガイドダンスの実施・充実及び各研究科、専攻、研究室等の情報に関するホームページの充実にも努めるとともに、大学院授業のシラバスのホームページ上への掲載を進める。
- ・ 多様で優秀な大学院学生を確保するため、入学者選抜を年複数回実施するとともに、入学者の受入機会の拡充を図る。

(iii) 留学生、社会人学生

- ・ 留学生に有益な情報を積極的に提供するため、外国語版ホームページを充実させる。
- ・ 大学院における留学生及び社会人の受入の拡大を図るため、留学生及び社会人の特別選抜の拡充を図る。また、研究科等に係る理解を深めるため、大学院案内、学生募集要項等に、当該研究科等の「アドミッション・ポリシー」、「教育目標」、「人材養成に関する目的その他の

教育・研究上の目的」を明記する。

- ・ 留学生について、上記方策のほか、後記3の(1)の③の「留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、受入の拡大に引き続き努める。
- ・ 「総長奨励金」及び「私費外国人留学生特待制度」により、経済的支援を行う。
- ・ 社会人の入学志望者に対して有益な情報を積極的に提供するため、引き続きホームページの内容等の充実を図る。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(i) 全学教育

- ・ 前記(1)の①の「全学教育の成果に関する具体的目標の設定」に掲げる内容を達成するため、教養科目のうち、「一般教育演習」を「一般教育演習(フレッシュマンセミナー)」とし、「総合科目」とともに導入科目としての位置づけの見直しを図ったうえで、「主題別科目」、「共通科目」、「外国語科目」及び「外国語演習」によりバランスのとれた教育課程を編成するとともに、これらの科目の充実を図る。

また、平成18年度新教育課程と単位の実質化の取組の成果を検証し、報告書に取りまとめる。

ア) 「一般教育演習(フレッシュマンセミナー)」は、本学の特色科目であり、コミュニケーション能力、学問や社会の多様性の理解能力、そして豊かな人間性を涵養することを目指している。その一層の向上のために、引き続き研究林・牧場・練習船等の大学施設を活用した学部横断・フィールド活用・体験型少人数教育、論文指導等の充実を図る。

イ) 「主題別科目」においては、異文化理解能力等を身に付けさせることを目指すとともに論文指導の拡充を図る。「総合科目」は導入科目としての位置づけを明確にするとともに、1単位科目に変更して単位の実質化を図ったうえで、学際的な学問の発展の理解を深めさせる。また、「共通科目」においては、高度なネットワーク社会に対応できるITスキル及びITモラルを身に付けさせることを目指し、引き続きそれぞれ内容の一層の充実に努める。

ウ) 「外国語科目」では、「読む」、「書く」、「話す」、「聞く」能力のバランスのとれた向上を図るため、CALL(コンピュータ支援言語学習)システムを使用する授業科目の充実を図るほか、このシステムを使用する科目の必修化・能力別選択必修科目の設定を図り、その上で、学生に対して語学の自主学習に利用するようさらに修学指導に努めるとともに、「外国語演習」の充実を図る。

- ・ 理系基礎科目では、入学者の学力の多様化に対応するため、中等教育以下の新学習指導要領に応じた教育課程に合わせ、数学、物理学及び化学を履修しなかった学生に対し、入門科目を設定するとともに、物理学、化学、生物学については「コース別履修制度」を実施し、数学及び地学については、新学習指導要領に対応した授業内容とし、引き続きそれぞれ内容の一層の充実に努める。
- ・ 北海道に立地する国立総合大学として、アイヌ民族をはじめとする北方諸民族に関する教育を充実させる。

(ii) 学部教育

- ・ 創造的かつ体系的な学部一貫教育を提供するため、引き続き全学教育の教養科目及び基礎科目、並びに専門科目及び国際交流科目の充実を図る。
- ・ 学部専門教育における理系基礎科目について、学部の枠を越えた「互換性科目(異なる学部で展開されている共通の内容をもつ科目)」として単位を共通化すること、並びに互換性科

目を全学教育の基礎科目におけるコース別履修制度と接続させることについて、理学部・薬学部・工学部で継続して実施する。

- ・ 進路指導及び人間教育を含めた個別指導を充実するため、学部・学科等の特性に応じ、研究室・ゼミへの分属等の少人数教育をさらに進める。

(iii) 大学院教育

- ・ 大学院授業のシラバスの内容を充実させるとともに、総合大学として研究科等の枠を越えた連携を図り、引き続き「大学院共通授業科目」の整備、充実を図る。
- ・ 大学院課程における高度専門職業人の育成のため、特別な教育課程の充実を図る。
- ・ 大学院学生の研究水準を向上させるため、修士論文、博士論文、学会誌投稿論文等の執筆や学会発表を促すよう、引き続き指導体制の充実を図る。
- ・ 大学院学生に早期に第一線級の研究者との協働を体験させるため、国内外での研究活動・学会に参加させるよう、引き続き指導体制の充実を図る。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ 2年次以降の履修科目登録における単位数の上限設定について、引き続き各学部ごとに検討し、成案を得た学部から順次実施する。
- ・ 教育効果を高めるため、引き続き学士課程、大学院課程とも、学生参加型授業、少人数授業及び体験型授業や、インターンシップ等の社会経験・実地研修型授業等の拡充に努める。
- ・ 学士課程の演習、実習等においてきめ細やかな指導を行うため、引き続きティーチング・アシスタントに対する研修の充実を図るとともに、ティーチング・アシスタントの有効活用に努める。
- ・ 大学院課程における学位取得率を向上させるため、引き続き学位授与基準の設定及び見直しを検討し、指導体制の強化を図る。
- ・ 情報基盤センター及び附属図書館を中心として、情報メディアを活用する教育の実施・支援を引き続き強化・拡充する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 大学院課程（修士課程）において、単位の実質化を念頭においた成績評価基準の見直しを行い、見直し後の成績評価基準を踏まえ、各大学院課程（修士課程）の平成21年度シラバスを点検し、模範となるようなシラバスを公表する。
- ・ 平成17年度新入生から導入した「秀」評価及びGPA制度等の運用結果をデータ化・資料化するとともに、修学指導等への積極的な活用を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①適切な職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 教育研究支援本部において、全学的視野に立った技術職員の一元的管理を行い、演習や実験指導等に教育支援職員を適切に配置する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 老朽化した施設の改修については、豊かな自然や歴史的な景観の保全、及びバリアフリー環境にも配慮しつつ、Vの1の④の「施設等の整備に関する具体的方策」に掲げるところにより実施する。
- ・ 講義室においては、引き続き視聴覚装置・プレゼンテーション装置等の教育設備の充実に努める。
- ・ 附属図書館においては、引き続き学生の学習に必要な図書の実質化、並びに学術研究コンテンツや図書目録データベースの整備・充実に努めるとともに、留学生・国際対応サービスを

拡充するため、国際交流科目図書コーナーの充実や情報提供の観点からホームページの外国語版の充実を図る。

- ・ 情報基盤センターにおいては、セキュリティの水準や利便性をさらに向上させるため、キャンパス・ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、情報通信技術を活用した教育を支援し、教育のための電子情報環境の整備を進め、教育の支援を継続して行う。

また、認証基盤を含む統一的な情報環境の整備を進める。

- ・ 学生の正課授業及び課外の体育活動のための施設の充実に、引き続き努める。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 各教育組織は、部局評価組織により、前記（１）の⑤の「教育の成果・効果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め、組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価するとともに、評価結果を教育の質の向上及び改善に結びつける。
- ・ 学生による授業アンケートを引き続き実施する。
- ・ 教育活動に対する自己点検・評価の結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の充実を図る。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・ 教育ワークショップ等を年２回実施するとともに、大学院教育に特化したワークショップの開催についての検討、適切な実施時期の設定、FD資料のオンライン化、各研究科等主催のFDの支援などの推進を図る。また、ティーチング・アシスタントを担当する大学院学生に対する事前研修を充実し、その資質の一層の向上に努める。
- ・ 教育に関する研究開発プロジェクトに対して、引き続き適切な学内支援措置を講じる。

⑤学内共同教育等に関する具体的方策

- ・ 外国語教育センターにおいては、全学教育における外国語教育を企画、立案、実施するとともに、外国語特別講義、大学院共通授業等において、各研究科等とも協力して外国語教育の充実を図る。
- ・ 留学生センターは、留学生に対して日本語、日本文化・日本事情の教育及び修学・生活上の指導・助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対し、各国領事館等と連携を図り、「海外留学説明会」や「目的別説明会」を年数回開催するなど情報提供や指導・助言にさらに努める。なお、海外留学希望者の裾野を広げるために、新入生に対する留学に関するオリエンテーション・説明会を充実させるなど、入学直後における動機付けに向けて情報提供に努める。
- ・ 「留学生サポーター制度」及び「留学生サポート・デスク」により、留学生受入環境を充実させるとともに、平成21年度中に、これらの機能をも包含した「国際サポートオフィス（仮称）」を設置して、外国人留学生の全学的な支援体制の整備を開始する。
- ・ 高等教育機能開発総合センターは、全学教育及び高大連携に関する企画、教育方法の開発・改善並びに入学者選抜及び生涯学習に関する研究を推進する。
- ・ 学術標本の収蔵、展示、公開及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する研究を推進するとともに、地域社会への教育普及に寄与するため、総合博物館において、以下の事業を継続あるいは新たに展開する。
 - ア) 展示アンケートの解析により常設展示等の検証を行い、引き続き展示の部分的改修・新設を進めて内容を充実させる。
 - イ) 特別企画展示として、夏期に「海藻関連展示」、冬期に「マキシモヴィッチと宮部展示」及び「アンモナイト関連展示」を開催する。
 - ウ) 引き続き土・日曜日、祝日を開館日として、地域社会への教育普及に寄与する市民向

け公開セミナー等を、内容を充実させて継続して実施する。

- エ) 小学校・中学校・高等学校等の団体見学者への丁寧な展示解説等の対応を、さらに充実させる。
 - オ) 教員及び地域博物館学芸員等を対象とした研修制度（インターン制度）を、内容を充実させて継続して実施する（パラタクソノミスト養成講座などの継続）。
 - カ) 標本整理およびデータベース整備等を更に推し進め、整理作業等に係るボランティア育成のための教育システムを充実させる。
 - キ) 学術標本・資料の研究報告として「マテリアルレポート」及び「研究報告書」を出版する。
- ・ 「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」として採択された『博物館を舞台とした体験型全人教育の推進』プログラムと連携して、新たな全学教育科目を複数設ける。
 - ・ 保健管理センターは、学生及び職員の心身の健康管理に関する専門的業務を実施する。なお、保健管理センターの業務内容などの見直し・整備を図る。
 - ・ 高等教育機能開発総合センター（生涯学習計画研究部生涯スポーツ科学研究部門）は、学生・職員の体力・健康の問題に関し、専門的立場から指導を行うとともに、公開講座の実施や講習会開催を通じて地域住民、特に高齢者の体力向上・健康増進に寄与する。
- ⑥学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
- ・ 平成21年度記載なし。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・ 大学における学修システムや生活上の留意事項を確実に理解させるため、平成20年度クラス担任マニュアルに基づき、学部新入生ガイダンス・オリエンテーション等の内容の充実を図る。
- ・ 「クラス担任及び副担任に関する要項」により、クラス担任の業務をより明確に位置づけ、学修・進学相談指導体制の充実を図る。
- ・ 父母等に対して、学業成績を送付する。
- ・ 各学部においては、高年次の学生に対する修学指導体制の一層の充実を図る。

②生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・ 「学生委員会学生相談専門委員会」及び「学生相談関係連絡会議」を中心として、学生相談室、保健管理センター、函館キャンパス・メンタルヘルス相談室、クラス担任等の学生相談業務の任に当たる者の連携強化を図る。また、クラス担任マニュアルを見直し、学生相談機関とクラス担任との連携を強化する。
- ・ 学生から学習・研究環境及び生活環境に関する意見・要望を聞き、それに速やかに対応する体制のさらなる充実を図る。
- ・ 学生の生活実態や大学に対する期待・要望に関する実態調査を実施する。
- ・ ハラスメント相談員に対して引き続き研修会を実施するとともに、外部のセミナーや講習会も利用して、相談業務の質的向上を図る。
- ・ 学生相談室の存在を広く周知するため、引き続き、学生向け広報誌に紹介記事を掲載するとともに、同相談室の利用方法等を記載した「ミニカード」を学生に配布する。
- ・ 学生のサークル活動やボランティア活動を支援するため、サークル活動に対しては、遠征費の一部補助や消耗品支給等の経済的支援に加え、リーダー養成講座、事故防止講習会及び冬山登山講習会等を実施し、ボランティア活動に対しては、「学生ボランティア活動相談室」

において活動先の紹介やボランティア養成講座等を引き続き実施する。

- ・ 学生が自主的に企画・立案を行う，キャンパス生活の充実，地域社会との連携及び本学のPR活動等のプロジェクトに対して，経費の助成を行う「北大元気プロジェクト」を引き続き実施する。
- ・ 学生への就職情報の提供や多様な就職支援活動を充実させるため，キャリアセンターにおいて，全学的な就職支援体制を整備・拡充する。また，教育効果の向上のみならず就職支援の観点からも，全学教育においてインターンシップ及びキャリア教育に関する授業科目を充実させる。

③経済的支援に関する具体的方策

- ・ 大学院学生・ポストドクターへの研究助成や国外での学会発表などに対する助成，学部学生の外国留学の助成及び奨学金等については，本学の教育・研究活動を支援する「財団法人北海道大学クラーク記念財団」等と連携を図りつつ，支援の充実に努める。特に，大学院学生及び学部学生の外国留学のための奨学金等の充実にさらに努める。
- ・ 北大フロンティア基金を活用し，奨学金制度の充実にさらに努める。

④社会人・留学生等に対する配慮

- ・ 留学生に対する修学上・生活上の支援を一層充実させるため，留学生担当専任教員の再配置に関する検討結果に基づき，再配置のための準備を開始する。
- ・ 本学留学生を支援する「北海道大学外国人留学生後援会」等と連携を図りつつ，引き続き日常生活面における支援に努める。
- ・ 留学生及び外国人研究者の学修及び研究を実りあるものとするため，その家族を支えるボランティア団体「北海道大学国際婦人交流会」等と連携を図りつつ，引き続き，日常生活面における支援に努める。
- ・ 社会人学生が働きながら学修できる制度として実施している「大学院設置基準第14条の教育方法の特例」について，全ての研究科等で実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性

- ・ 全地球的な新規課題への機動的対応を図り，新たな学問領域の創生，産業活性化への貢献という視点をより鮮明にした研究の推進を図る。
- ・ 本学が創設から現在まで継承し発展させてきた基礎及び応用科学における特徴ある学問分野をさらに強化するために，常に世界をリードする研究を推進し，その研究目的を確実に達成することを基本とする。
- ・ 本学の研究の特徴である北海道の特性・地域性に根ざした研究を引き続き推進する。

②大学として重点的に取り組む領域

- ・ 北海道大学の基本的目標に鑑み，数理・物理科学，ナノテクノロジー，生命医科学，バイオテクノロジー，情報科学，エネルギー科学，地球環境科学，人間・社会統合科学，グローバルイノベーション研究，知的財産研究等の新たな時代における問題解決及び技術革新が要求されている先端的・複合的領域において，世界的研究拠点として，あるいは研究拠点形成を目指して，研究を推進する。
- ・ 上記領域のほかに，旧来の学問体系を超えた新たな学問領域の創生を果たすために，複合的学際的領域における世界的研究拠点形成の核となりうる研究を推進する。
- ・ 地域社会の文化的・経済的活性化及び公正な発展への貢献のため，特にその歴史・文化，

自然及び社会環境に対する理解を深めるとともに、地域産業の高度化・安定化等並びに新規起業に寄与する研究を推進する。

- ・ 基幹総合大学として、大学のみが能く担いうる基礎的領域における研究の今日的及び将来的意義を見極め、その成果を発展的に継承することに努めるとともに、近未来における人類の福祉への貢献はもとより、さらに普遍的な視点に立った研究の推進にも努める。

③成果の社会への還元に対する具体的方策

- ・ 成果を市民や地域社会、企業等に分かり易く伝えるため、印刷物、データベース、ホームページ等の多様な媒体を用いた広報活動及び公開講座、公開展示等の充実を図り、北海道大学を基点とする情報発信を推進する。
- ・ 特に、研究成果を電子的な形態で収集・保存しインターネットを介して国内外に公開するシステムである「北海道大学学術成果コレクション (HUSCAP)」及び学内の研究活動と地域社会・産業活動をインターネットを介して結びつける「NS ハイウェイシステム」の充実を図る。
- ・ 産学官連携のもとで、研究成果を産業技術として社会に移転・還元する体制の整備をさらに拡充し、一層の連携基盤醸成を図るとともに、産学官連携の交流事業を推進する。
- ・ 特に、本学の産学官連携に関する取り組みを一層効果的に推進するため、各部局との連携を強化する。
- ・ 大学と企業との包括連携協定活動の活性化を促進し、相手企業等との技術交流、人材交流等により充実した関係を築く。
- ・ 成果の社会への還元に資するため、知的財産たる特許の質を重視した国内外への出願を引き続き推進する。
- ・ 特に、技術移転と産学連携に必要な要員を増員し、質の高い特許の取得を推進する。
- ・ 地球規模での自然環境保全と人間活動の両立を目指す資源有効活用、持続型食糧生産等の人類共生に関する研究を通じ、世界、とりわけアジア及び北方圏の環境と生活向上並びに産業・経済等の発展に寄与することに努める。
- ・ 北海道の産業・経済及び自治の活性化に寄与する研究をより一層推進するとともに、北海道の歴史及び民族の研究を促進し、北海道文化の発展にもこれまで以上に貢献する。
- ・ 有限責任中間法人「北海道大学出版会」と協力して、成果発表としての学術書及び優れた教科書並びに研究成果の社会への普及を図る啓発書・教養書等の刊行を推進する活動への支援を行う。

④研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 研究成果を、それぞれの研究分野において評価の高い学術誌に原著論文として、あるいは国際的に通用する著書として公表するとともに、国内外の学会・シンポジウム等において世界に向けて発信するように努める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①戦略的研究推進に関する具体的方策

- ・ 研究を主たる目的とする研究所、研究センター等を包括し、本学の研究戦略に基づく研究を展開するため、新たに「創成研究機構 (仮称)」を設置する。
- ・ 研究戦略室等の下で、本学の主導すべき研究プロジェクトの推進等について立案するとともに、本学における研究推進体制の在り方について、引き続き多角的に検討する。
- ・ 研究戦略室の下で、大型研究教育プロジェクト等の獲得を円滑に行うための情報収集・分析、企画立案・調整を行う。

②適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 大学としての将来計画並びに研究課題の規模及び重要度・緊急度に応じた機動的な研究者配置を行うため、引き続き必要に応じてⅡの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した採用を行う。
- ・ 研究分野の特性に応じ、民間組織・政府機関等から幅広く多様な人材を獲得するため導入した「特任教員制度」を適切に運用する。
- ・ 研究者の流動性を高めるとともに優れた人材を確保するため、Ⅱの3の③の「任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策」に掲げるところにより、引き続き任期制の導入を促進する。
- ・ 研究の効率的な推進と円滑な実施、特に重要度・緊急度の高い部門を支援するため、必要に応じて技術職員や事務職員を適正かつ柔軟に配置する。

③研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 研究者個人や小規模グループが推進する研究プロジェクトは、それぞれの研究者が外部資金として獲得した競争的研究費による実施を基本とするが、基礎的・基盤的研究領域で、外部資金の獲得が難しい初期段階の萌芽的研究等については、重要性や戦略性等を勘案しつつ、Ⅱの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した研究資金の支援を行う。
- ・ 本学の伝統と特色を生かした基礎的・応用的研究、地域・国際貢献に関する研究、世界的レベルの拠点形成研究、大学が主導すべき戦略的プロジェクト研究等については、その規模と重要度・緊急度を勘案しつつ、必要に応じて上記システムを活用した研究資金の支援を行う。

④研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 新たに「共用機器管理センター（仮称）」を設置し、設備・機器等の全学的な活用を推進する。
- ・ 大学主導の重点的研究プロジェクトの実施に必要な設備は、学内共同利用設備として整備を図る。
- ・ 複合的・学際的な研究や共同研究実施に係る研究ネットワーク構築に資するため、札幌キャンパス以外の諸施設を含め大学全体として施設・設備の適切な整備を図る。

⑤知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 知的財産の社会還元を強化するため、「知財・産学連携本部」を「産学連携本部（仮称）」に改組し、産学連携及びTLO機能を充実する。また、各部局等の産学連携担当との連携を推進する。さらに、国際的な知的財産の活用に向けた人材の育成、地域での知的財産の活用に努める。
- ・ 特に、本学の産学官連携に関する取り組みを一層効果的に推進するため、各部局との連携を強化する。
- ・ 新任教員等に対する知的財産ポリシー、産学連携ポリシー及び利益相反マネジメントポリシーの周知を図るとともに、ベンチャー企業に携わる教員等への啓発活動を引き続き行う。
- ・ 知的財産の創出、取得、活用の一層の推進を図るため、セミナー、ホームページ等の内容の充実を図り、それらを通じて広く知的財産に関する啓発を行うとともに、知的財産の活用先である企業に対しても周知を図る。
- ・ 国が進める知的財産管理の国際化に対応し、研究成果の国際的知的財産化を図るため、教職員の啓発に努める。
- ・ 知的財産に関する広報活動やデータベースの充実、広域TLO機能を中心とする地域連携

の強化、企業との包括的な連携などにより知的財産の活用をより一層推進する。

⑥研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 各研究組織は、部局評価組織により、前記（１）の④の「研究の水準・成果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め、組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を評価するとともに、評価結果を研究活動の質の向上及び改善の取組に結びつける。

⑦全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ 学内の全国共同利用の附置研究所・全国共同利用施設を中心として、他大学等との連携による効果的な共同研究を推進し、全国に開かれた研究拠点としての地位のより一層の向上を図る。
- ・ 本学における特色ある研究を推進するため、既存学問分野のさらなる発展と深化の促進並びに異分野の融合による新しい研究の芽生えを誘導することを目指し、重要度・緊急度に応じた大規模共同研究を戦略的に推進する。
- ・ 触媒化学研究センターは、触媒化学に関する研究、情報の発信及び交流拠点としての活動を推進し、この分野における全国共同研究を実施するとともに、共同拠点機能を拡充する。
- ・ スラブ研究センターは、スラブ・ユーラシア地域に関する総合研究を推進するとともに、この分野における全国及び国際共同研究を実施する。
- ・ 情報基盤センターは、全国共同利用設備を含む情報基盤を整備し、情報化を推進する研究開発並びに情報メディアを活用した研究教育の実施及び支援を引き続き行う。
- ・ アイソトープ総合センターは、アイソトープを利用する研究教育において共同利用施設の活用を図るとともに、放射線の安全管理の中心的な役割を担う。
- ・ 機器分析センターと創成科学研究棟に設置されているオープンファシリティ制度を統合し、「創成研究機構共用機器管理センター（仮称）」に改組する。この改組によって、学外にも開かれた機器・設備の共同利用システムとして地域社会への貢献にも努める。
- ・ エネルギー変換マテリアル研究センターは、高機能エネルギーマテリアル開発において、共同利用施設として、エネルギー資源の有効利用とエネルギー転換技術に関連するエネルギー変換マテリアル研究を行う。
- ・ 量子集積エレクトロニクス研究センターは、ユビキタスネットワーク社会発展の核となる量子集積エレクトロニクスに関する研究を推進する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センターは、北方生物圏におけるフィールドを基盤とした総合的な研究教育を推進する。
- ・ ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、ベンチャー・ビジネスの萌芽となる独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する。
- ・ 「創成研究機構（仮称）」の設置に伴い、従来の「創成科学共同研究機構」の研究機能は、「創成研究機構研究部（仮称）」に引継ぎ、新たな学問領域の創成及び研究科等横断的な研究を推進する。

⑧学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ 文学研究科応用倫理研究教育センターにおいて、ジェンダーに関する研究教育を総合的に推進する。
- ・ アイヌ・先住民研究センターにおいて、アイヌ民族及び先住民に関する研究教育を総合的に推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 社会連携に関する情報発信機能を充実させるため，ホームページ活用の一層の推進を図る。
- ・ 国・地方自治体，経済・文化団体，非営利団体等を含む地域社会の行政，文化，産業活動等への貢献のため，各種審議会，委員会，研究会への参加等を含め，それらを専門的見地から評価，助言する活動を引き続き推進する。また，行政，文化，産業，教育，健康スポーツ，福祉，医療等の様々な分野において活躍中の専門職業人等を対象とした講演会，公開講座をより充実させ，社会人の「学び直し」の学習機会の企画・開発を行うとともに，大学院共通授業の開放等，本学の様々な制度を活用したリカレント教育も引き続き実施する。
- ・ 地域の社会人教育等を推進するため，公開講座や市民を対象とした教育活動，教員免許状更新講習の実施，施設利用等を通じ，基幹総合大学の特色を発揮した，専門的職業人の継続教育及び潜在的知的好奇心を満足させる社会教育サービス事業を引き続き企画・実施する。
- ・ オープンキャンパス事業，出前講義，高校生を対象とした全学教育及び学部講義への受入及び公開講演活動等を通じた初等・中等教育との連携を引き続き充実させる。
- ・ 地方自治体等の生涯学習計画の企画・立案・評価・各種相談並びに交流事業等に積極的に参加し，引き続き地域社会の文化的活性化に貢献する。

②産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 「知財・産学連携本部」を「産学連携本部（仮称）」に名称変更し，大学と産業界を結ぶ連携機能を一層強化するとともに，各部局等との連携を強化する。
- ・ 技術移転機能を強化するため，「産学連携本部（仮称）」内に広域TLOの機能を整備し，大学シーズと企業ニーズのマッチングを効率よく進める。
- ・ 産学官の連携・協力機能が集積された札幌北キャンパスに，大学の知的財産・産学連携機能を担う「産学連携本部（仮称）」を移転し，関連する研究所等，産学連携施設及び民間資金活用関連施設による交流のさらなる活性化を推進する。
- ・ 技術相談会及び交流セミナー等の開催を推進するとともに，「創成研究機構共用機器管理センター（仮称）」を設置し，学内の研究施設・装置の活用方法の整備を進め，共同研究や受託研究を推進する。
- ・ 寄附講座の設置により研究・教育両面での産学連携を推進する。
- ・ 地方自治体・企業と連携し，社会のニーズに対応した研究プロジェクト等について札幌北キャンパスの研究スペース・施設を活用し，研究開発から事業化・育成を引き続き推進する。
- ・ 「東京オフィス」を強化し，産学官連携の機能の充実を図る。
- ・ 海外の弁護士事務所などを活用して国際展開を図る。
- ・ 中国との交流拠点としての「北京オフィス」の機能強化を図り，積極的な活用を推進する。

③留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 第二期中期目標期間に向けて，国際化を戦略的に推進するため，企画立案機能と実施機能を併せ持つ新組織の設置について検討する。
- ・ 国際交流の在り方等について海外大学等の有識者による外部評価や意見交換等を実施する。
- ・ 大学間の交流協定の増加を図りつつ，現在締結している協定については，交流実績等により，交流内容の見直しを行う。また，中国をはじめとするアジア諸国，北方圏及びオセアニア諸国との交流の強化を図る。
- ・ 交流協定を締結した大学との間において，相互の交流拠点形成の実現に向けた計画を具体化させる。

- ・ 留学生双方向交流の拡大に向け、大学間の学生交流に関する覚書の増加に引き続き努めるとともに、平成20年度から奨学金募集の対象を協定大学に変更した「総長奨励金」の協定大学に対する周知を図る。
- ・ 単位互換の実績のある部局又は他大学の事例を参考に、単位互換制度の適切な運用を推進するためのマニュアルを完成させる。
- ・ 交流基盤拡大のため、外国人研究者招聘、事務・技術職員の海外研修及び教員の在外研究の推進方策について検討する。特に、大学間交流協定大学等において事務・技術職員の海外研修を実施する。
- ・ 特に「持続可能な開発」国際戦略の推進などを通じ、国際的事務支援に係る能力開発を図る。

④教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 国際援助機関等による各種共同研究、国際共同開発プロジェクトを獲得・実行するため、学内の啓発に努めつつ支援の充実を図る。また、専門家の派遣を推進するとともに、研修員の受入を促進する。特に、国際協力機構（JICA）との連携協力をより一層推進し、中国人材育成事業等による研修員の受入を促進する。
- ・ 国際開発協力実施のための学内基盤醸成及び人材育成を図るため、引き続き関連実務経験者によるセミナー、国内外の開発援助機関による研修会等の機会を確保する。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

①良質な医療人養成の具体的方策

- ・ 引き続き、医師及び歯科医師の卒後臨床研修プログラムの充実を図る。
- ・ 引き続き、医師及び歯科医師の卒後臨床研修終了後の専門医養成（後期研修）プログラムの整備充実を図る。
- ・ 平成20年度に採択された「大学病院連携型高度医療人養成推進事業：自立した専門医を育むオール北海道プラス1」を推進し、質の高い専門医の養成などの事業を実施する。
- ・ 北海道内の医療機関における勤務医・開業医に対し、講演会等により最新の医療技術等の指導・啓蒙を行う。
- ・ 地域医療支援のための「地域医療支援室」による医師紹介業務を継続し、北海道医療対策協議会等との連携を図る。

②研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・ 高度先進医療支援センターを中心に、造血細胞治療の促進とともに、GMP準拠細胞培養室を活用し、細胞治療、再生医療をさらに進める。また、臨床研究の倫理面、科学面の支援を行い、治験とともに産学医療連携を推進する。
- ・ 関連企業と共同して新しいPET装置を開発し、その性能を活かした撮影方法を確立する。併せて臨床症例に応用し、その意義について検討を進める。また、画像処理技術や放射線治療計画の応用について、関連企業や学内研究者との共同研究を推進する。
- ・ 寄附研究部門（分子追跡放射線医療寄附研究部門）において、先端的理工学的研究と動物追跡放射線治療研究を融合した先鋭的医工学をさらに推進する。
- ・ 高度先進医療支援センターを拡充し、治験管理部門を活用した医師主導型や地域連携型などの治験をさらに推進する。

③医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・ 引き続き、医療安全管理部及び感染制御部の活動の充実を図り、安全な医療を提供する。
- ・ オンライン感染制御システムによる院内感染サーベイランスの運用方法等を検討し、感染

対策のさらなる充実を図る。

- ・ 連携登録医療機関を増やし、前方・後方支援連携ネットワークを推進する。
- ・ 経営基盤の確立と収支構造の改善を図るため、以下のことを実施する。
 - ア) 病院管理会計システムの活用及びD P C分析等による経営戦略の策定
 - イ) 医薬品及び医療材料のコスト削減
 - ウ) 大型医療機器の更新
 - エ) 手術環境の整備
 - オ) クルティカルパスの充実
 - カ) N I C Uの増床
 - キ) 生殖医療部門の拡充
 - ク) 専門外来の新設
- ・ 臓器別診療を含む外来診療科の再編を進めるとともに、新たな施設整備を計画する。
- ・ 地域がん診療連携拠点病院として、専門性のあるがん診療体制をさらに充実させる。
- ・ 院内学級、ふれあいコンサート等に研修医・学部学生を参画させて、患者サービスを充実させる。併せて院内学級の移設を含む教育環境の整備に努める。
- ・ 引き続き、患者満足度調査を実施し、患者サービスの充実を図る。
- ・ 病院の管理運営に関する重要事項を審議する病院執行会議での検討を踏まえ、病院経営改善を推進する。
- ・ 引き続き、診療業務等に対する評価システムの具体的評価項目により、病院所属教員の評価を実施する。
- ・ 看護部、薬剤部及び中央診療部の合理的再編を進め、病院運営の改善、効率化を図る。

④適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策等

- ・ 看護部、薬剤部、診療支援部等の適正な人員配置に努める。
- ・ 医師の業務負担軽減及び医薬品の安全使用を目的として、手術時麻酔薬の処方出力システムを構築するとともに、薬剤師による麻酔薬混合・準備の体制を整備する。
- ・ 薬剤師の業務分担を見直し、薬剤師職能のさらなる有効活用を図るとともに、高度な資格（認定薬剤師、専門薬剤師等）取得のための研修受講機会を確保する。
- ・ 各部署からのローテーションによる職員研修を行い、安全管理業務等を体験させることで、引き続き職員個々の意識高揚を図る。
- ・ 新人医療技術職員の講習会を継続して行い、職場適応の向上を図る。
- ・ 看護職における育児休業者の復職支援プログラムを実施する。
- ・ 医療安全対策及び感染対策等に関する研修による高度な資格（感染管理認定看護師、救急看護認定看護師等）の取得のための受講機会の確保と支援に努める。
- ・ 職員向けカウンセリングを行うための環境を整備する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・ 法人化後の新しい運営組織の下で、研究科等のボトムアップ機能にも十分配慮しつつ、引き続き、総長の下で、戦略的かつ、機動的なトップマネジメントを推進する。
- ・ 学術研究の動向、学生や社会の多様なニーズ、地域社会や国際社会への貢献等を踏まえつつ、本学の教育・研究のより一層の活性化と質の向上を図るため、後記⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるところにより、戦略的に経営資源

を配分するシステムを効果的に運用する。

②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・ 平成21年度記載なし。

③研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策

- ・ 平成21年度記載なし。

④教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 教員と事務職員とが協働して業務を遂行する体制の確立を目指し、「全学委員会」や「総長室」の運営に当たっては、引き続き構成メンバーとして適切な事務職員を参加させるほか、関連事務組織との密接な連携を図る。
- ・ 事務職員が全学又は研究科等の運營業務全般に係る企画立案等に積極的に参加しうる基盤整備の一環として、後記3の⑤の「事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、事務職員の資質向上を図る。

⑤全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 本学における教育研究のより一層の活性化と質の向上を図るため、新総長のリーダーシップの下に、以下のような資金、人員及びスペースに係る学内資源を戦略的に配分するシステムを適切に運用する。

ア) 資金については、引き続き研究科等における教育研究を維持する資金の確保に留意しつつ、運営費交付金、間接経費及び奨学寄附金の一定割合を全学資金として留保し、総長が重点事項として選定した事項及び各総長室が企画立案した事項に重点的に配分を行う。また、研究科等における教育研究の活性度に関する評価を指標とした傾斜配分を適切に運用する。

イ) 人員については、運営費交付金の一定割合を全学に留保し、新規性、先端性等特色ある教育研究プロジェクトや、学術的・社会的要請に応える組織再編制に繋がるものなどについて優先的に配分する「全学運用教員制度」を適切に運用する。

ウ) スペースについては、引き続き新設・改修施設整備面積の20%を目標に共用部分を確保するなどして、大型の外部資金を導入した研究プロジェクトや研究科等の枠組みを越えて行う教育研究等に優先的に割り当てる。

⑥学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・ 社会の幅広い知見を大学経営に積極的に活かすため、法令の趣旨に則して、役員のほか、経営協議会の委員に幅広い分野から学外者を迎え入れる。
- ・ 役員及び経営協議会の委員以外に、職員についても、大学の経営機能の向上に資するため、引き続き専門知識・技能を持つ人材を必要に応じて登用する。

⑦内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・ 監査室において、経理面における内部統制システムの妥当性の検討・評価やその運用状況の監視と、業務諸活動の合法性や合理性の検討・評価を実施する。
- ・ 監査室が内部監査を行うに当たっては、内部監査規程に基づき監査計画を策定するとともに、監事及び会計監査人が行う監査業務との重複を避けるなど効率的に実施する。

⑧国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・ 社団法人国立大学協会の一員として、また北海道内における基幹総合大学として、道内国立大学法人との連携・協力の下、業務の共同処理を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 基本的な教育研究組織の見直しについては、これまで行ってきた自己点検・評価の結果等を踏まえ、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討を進める。
- ・ 平成21年度に設置する「創成研究機構（仮称）」の下に評価委員会を置き、各研究組織の研究活動や運営状況の評価を行い、その評価結果を踏まえて必要な組織見直しを行う仕組みを導入する。

②教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 大学院において学生所属組織と教員所属組織を分離する「学院・研究院」構想の一環として、理学院と工学研究科の化学系分野を融合させた新大学院構想を取りまとめる。
- ・ 高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身に付けた法曹を養成するため、平成16年度に法科大学院として大学院法学研究科に法律実務専攻を設置しており、引き続き、法務博士（専門職）の学位を授与する。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 平成20年度に構築した事務系職員に対する新たな人事評価システムによる勤務評定を実施する。
- ・ 「北海道大学事務系職員人事の基本方針」に基づき、具体的な人事制度の構築を進め、順次実施する。
- ・ 事務系職員に対する新たな人事評価システムによる勤務評定の結果を人事・給与処遇に反映させる。

②柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 定年に達した優れた教員を引き続き本学の教育研究業務等に従事させるための勤務延長制度や再雇用制度を適切に運用するとともに、平成20年度に取りまとめた「高年齢者雇用安定法に基づく対応の骨子」に基づき、規則等を整備する。

③任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 教員の流動性を向上させ教育研究を活性化する視点から、再任可能な任期制を一定の要件の下に導入することについて、引き続き研究科等の組織単位ごとの検討を促進するために必要な取組を行い、成案を得られた研究科等から順次任期制を導入する。
- ・ 教員に多様な経歴・経験等を持つ優れた人材を確保するため、教員の採用及び昇進に当たっては、原則として公募により行う。

④外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・ 女性研究者活躍のための環境整備と女性研究者増員のための具体的取り組みを企画・立案するとともに、男女共同参画に関するポジティブ・アクションを含めた施策の実施・推進を図る。

⑤事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の意欲・適性・能力等を勘案しつつ、男女の均等な機会や待遇の実質的な確保に努めるとともに、引き続き階層別並びに専門別研修を実施する。

⑥中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・ 教育研究支援本部において、技術職員の育成及び資質の向上を図るための研修を実施する。
- ・ 教員、事務職員等従来の画一的職種区分にとられない職種として平成20年度に設定した専門職群について、配置ポストなどの取扱を定める。
- ・ 平成17年度に策定した人件費削減計画に基づき人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・ 第二期中期目標期間に向けて、運営組織と事務組織の連携を強化するため、事務組織の在り方について検討する。
- ・ 研究科等の人事・経理事務等のうち、集約化・集中化することで効率化が図られる業務について、統合処理する方策を引き続き検討する。
- ・ 特定研究科等に正規職員として配置されている教室系事務担当者の段階的な廃止を継続する。

②複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・ 道内国立大学法人との連携・協力の下、業務の共同処理を実施する。

③業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・ 旅費関係業務及び給与計算関係業務等のアウトソーシングについて引き続き実施するとともに、第二期中期目標期間に向けて、財務担当理事（事務局長）を中心として、業務改善による効果等について調査分析する。
- ・ 出退勤管理業務の効率化・合理化を図る観点から、平成21年度に導入を予定している新人事情報システムと一体化した就業管理システムを導入し、平成22年度からの本格稼働を目指し、試行的に運用する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・ 科学研究費補助金等競争的資金の獲得資金総額については、その伸び率が平成21年度関連予算の対前年度伸び率に達するよう努める。
- ・ 受託研究、共同研究、寄附金等外部資金の獲得資金総額については、その伸び率が平成21年度の国内総生産の対前年度伸び率を超えるように努める。
- ・ 上記競争的資金及び外部資金に関する伸び率の達成や、平成22年度における獲得資金の増額を目指して、以下の方策を実施する。
 - ア) 学内のみならず学外からも専門家を招聘し、研究者及び事務担当者を対象にして、科学研究費補助金の傾向、戦略的な研究種目の選定方法及び研究計画調書の作成方法に関する説明会を開催する。
 - イ) 科学研究費補助金の申請件数、採択件数のさらなる増加を図るための環境整備を行う。
 - ウ) 受託研究等については、引き続き各省庁及び財団等が行う説明会開催情報や公募情報等を収集し、研究者に対し、ホームページやメーリングネットワーク等を通じて情報提供を行う。
 - エ) 平成21年度における本学教員の外部資金（競争的資金を含む。）への応募、採択及び獲得額の状況を、平成22年度において研究科等別に整理し、資料、データを公表する。
 - オ) 「北大フロンティア基金」の趣旨を積極的に広報し、目標額50億円を目指し、引き続き募金活動を行う。

②収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・ 学生納付金については、教育の機会均等や優秀な学生の確保等に配慮し、国が定める標準額をもって設定する。

- ・ 病院の経営の効率化を図るとともに、医業収入を確保するため、Ⅰの3の(2)の③の「医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策」に掲げるところにより以下の取組を行う。
 - ア) 臓器別診療を含む外来診療科の再編及び施設整備
 - イ) 病院執行会議における病院経営改善の推進
 - ウ) 病院管理会計システムの活用及びD P C分析等による経営戦略の策定
 - エ) 医薬品及び医療材料のコスト削減
 - オ) 大型医療機器の更新
 - カ) 手術環境の整備
 - キ) クリティカルパスの充実
 - ク) N I C Uの増床
 - ケ) 生殖医療部門の拡充
 - コ) 専門外来の新設
- ・ 入場料、家畜治療収入、公開講座の講習料等のその他の収入について、増収に努めるため、以下の取組を行う。
 - ア) 植物園については、引き続きパンフレットを札幌市観光案内所及び関係機関に配布、隣接地にある大型バス無料駐車場のP Rに努め、植物園の入り口に見所マップや開花状況、紅葉情報を掲示し、園内の情報提供を行う。また、札幌市観光文化局の新チケット(札幌まちめぐりパス)に引き続き参画し、平成20年度導入した回数券の普及P Rに努め、年間パスポート、割引券等の新しい入園券の導入を検討する。
 - イ) 動物病院については、研修獣医師の増員を図り、地域拠点動物病院としての診療体制を拡充するとともに、中長期的な動物病院施設及び医療設備の整備計画によるX線デジタルF P D、P A C S、超音波手術装置等の導入、並びに診療料金支払いにおけるクレジットカード利用の導入を行うことで、さらなる増収を目指す。
 - ウ) 公開講座については、教育委員会等と連携して、地域住民の学習ニーズについて実態の把握に努めるとともに、生涯学習学友会制度を充実させ、継続的受講者を拡大し、併せて効果的な広報活動を実施する。また、全学的広報支援体制の強化及び受講生の確保と増加を図る。
 - エ) 北大認定商品の商品開発を進めるとともに、北大ブランドのイメージアップを図り、商品の売上高に係る商標許諾使用料の増収に努める。
- ・ 知的財産・産学連携体制の整備を図るため、産学連携推進経費として共同研究の研究経費に10%を加算し徴収する。これにより専門的人材を確保して産学連携機能を充実させ、知的財産の創出から活用までを効果的に行うとともに、新たに整える広域T L O機能の活用、地域連携支援機関であるノーステック財団、企業及び地域行政等との積極的連携を図り、国内外での実施契約を積極的に進めて特許や著作権のライセンス収入増に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学に共通する管理的経費の節減に努めるため、引き続き複数年契約の実施、単価契約等の取組を行う。
- ・ 省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく省エネルギーに関する平成21年度の中長期計画を策定する。また、病院についてE S C O事業による省エネ効果を公表する。
- ・ Ⅱの4の③の「業務のアウトソーシングに関する具体的方策」に掲げるところにより、ア

ウトソーシング等を実施し、管理的経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 財務管理室において、引き続き資金の効果的・効率的な運用を行い、かつ、適切なリスク管理を行う。
- ・ 役員等に対し経営判断のために財政状態及び運営状況の確認が随時行えるよう、定期的な情報提供を行う。
- ・ 学術情報の効率的運用を図るため、引き続き電子ジャーナル及び学術文献データベースを充実し共同利用の促進に努めるとともに、附属図書館及び研究科等図書室で所蔵する図書及び雑誌の重複削減を進める。
- ・ 施設の有効活用及び維持管理については、Vの1の②の「施設等の有効活用に関する具体的方策」及び③の「施設等の維持管理に関する具体的方策」に掲げるところにより必要な措置を講ずる。なお、教育研究活動に支障を来さない範囲で、学外者に対し短期間の有償貸付を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・ 評価室において、Iの1の(3)の③の「教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策」及び同2の(2)の⑥の「研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策」に掲げるものを中心に、各教育研究組織の評価体制が効率的に機能を発揮しうよう支援する。
- ・ 評価室、教育改革室及び各教育研究組織の連携により、大学機関別認証評価の自己評価書を適切かつ効率的に作成する。
- ・ 「大学情報データベースシステム」に、評価に必要不可欠なデータを全学的に集約、蓄積し、評価に迅速かつ効率的に利用する。
- ・ 社会に対する説明責任を果たすため、授業アンケートの結果などを含む自己点検・評価の結果を、ホームページ等により公表する。

②評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 中期目標期間評価における評価結果及び平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果を分析し、その結果に基づき、全学的視点から教育研究活動や業務運営の改善に取り組む。
- ・ IIの1の⑤の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」の一環として、傾斜配分を引き続き実施する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 本学における教育研究活動に関する多彩な情報を、迅速かつ分かり易く、広報資料及びホームページを活用して公開・提供する。
- ・ 本学の中期目標、中期計画、年度計画、財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて積極的に発信する。
- ・ FAQの内容を見直し、さらに充実を図る。
- ・ 英文版ホームページによる情報発信の充実を図るとともに、戦略性を高めた広報活動を展開する。
- ・ 本学大学院への留学を検討している外国人学生向けのホームページを開設し、学生の立場

に立った情報面でのサービスを充実させる。

- ・ 北大交流プラザ「エルムの森」では以下の取組等を行い、来学者へのサービスを充実する。
 - ア) 北海道大学広報戦略の一環として設置した「北大ショップ」のさらなる充実を図る。
 - イ) 大学公認サークル団体である「美術部黒百合会」の展覧会を開催する。
 - ウ) 利用者の増加する4月から11月までの間、土・日・祝祭日も開館する。
- ・ 北大交流プラザ「エルムの森」を正門脇に移転し、広報機能の強化を図る。
- ・ 「東京オフィス」において、所長を中心として、情報発信や情報収集を行う。
- ・ 同オフィスを活用し、大学説明会、大学院入試、研究打合せ及び就職説明会など、本学の教育研究に関わる催しを開催する。
- ・ 同オフィスに併設されている同窓会事務室を利用して、首都圏近郊における同窓会組織との交流の一層の促進を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ① 施設・環境計画室の下に置かれた「施設マネジメント部会」において、教育研究活動の基盤となるキャンパス環境を全学的視点から適切に確保・活用するための企画・計画、整備、管理を一体的に行う。
- ②施設等の有効活用に関する具体的方策
 - ・ 教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応する適切なスペース配分を実施するための制度を確立する。
 - ・ 講義室・演習室等を共用するためのシステムやルール作りの検討を引き続き行い、随時利用率の向上を図る。
- ③施設等の維持管理に関する具体的方策
 - ・ 平成21年度記載なし。
- ④施設等の整備に関する具体的方策
 - ・ 施設設備の安全確保及び老朽解消のため、医学部図書館、北方生物圏フィールド科学センター管理研究棟、工学系ゾーン（工学系B棟）大講義棟・共通図書室棟、理系ゾーン（理学系）4号館、環境科学院総合研究棟A、水産学部体育館、第一体育館、南キャンパス総合研究棟（旧電子研管理棟）、水産学部北晨寮の耐震補強及び機能改修を行う。
 - ・ 老朽狭隘解消のため、北部食堂の改修を行うとともに、スペースの有効活用のため、ポプラ会館及びはるにれの改修を行う。
 - ・ 狭隘解消のため、北方生物圏フィールド科学センター植物園収蔵庫を新築する。
 - ・ 大学院重点化に必要となるスペースの確保・整備充実に努めるため、医学部図書館、北方生物圏フィールド科学センター管理研究棟、工学系ゾーン（工学系B棟）大講義棟・共通図書室棟、理系ゾーン（理学系）4号館、環境科学院総合研究棟A及び南キャンパス総合研究棟（旧電子研管理棟・B棟）の改修を行う。
 - ・ 法科大学院などの専門職大学院の適切な教育環境を保持するため、必要なスペースを確保する。
 - ・ 21世紀に相応しい全学規模の高度情報化アカデミックキャンパスの実現を図るため、医学部図書館の改修を行う。
 - ・ 医学部保健学科及び大学院保健科学院修士課程で必要となるスペース確保のための施設整備計画を取りまとめる。
 - ・ 外国人研究者や留学生の生活環境を向上させるため、水産学部北晨寮の改修を行う。

- ・ 学部学生の正課授業及び課外の体育活動の充実のため、水産学部体育館及び第一体育館の改修、通年型競技施設（屋内グラウンド）の新築、テニスコートの整備を行う。
- ・ 快適な学生生活を支える福利厚生施設等の再生整備として、水産学部北晨寮の改修、北部食堂の改修・増築、はるにれの改修及び医学部サークル室屋上防水の改修を行う。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センターに附属する苫小牧研究林森林記念館、林冠観測用ゴンドラ及び余市果樹園車庫の改修を実施し、老朽化した施設・設備の再生整備に努める。
- ・ キャンパスの交通動線整備として、北キャンパスの道路・下水道の整備及び構内ゲートの整備を行う。
- ・ インフラ設備の更新等基幹整備として、札幌、函館キャンパスの電話交換機設備の整備及び函館キャンパス基幹整備を行う。
- ・ キャンパスの環境保全及びバリアフリー対策を引き続き実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 放射性同位元素等の管理については、アイソトープ総合センターを中心とした安全管理を強化し、放射性同位元素の適切な利用、施設の効率的利用を推進する。

②学生等の安全管理に関する具体的方策

- ・ 災害等に対応できる安全なキャンパス環境の構築に向けて、北キャンパス道路の整備及び水産学部体育館の改修を行う。
- ・ 平成18年度に実施した耐震診断の結果に基づき、医学部図書館、北方生物圏フィールド科学センター管理研究棟、工学系ゾーン（工学系B棟）大講義棟・共通図書室棟、理系ゾーン（理学系）4号館、環境科学院総合研究棟A、水産学部体育館、第一体育館、南キャンパス総合研究棟（旧電子研管理棟、B棟）及び水産学部北晨寮の耐震補強を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

98億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林の土地の一部（北海道天塩郡幌延町，12,600㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・耐震対策事業 ・附属図書館 ・札幌団地環境資源バイオサイ エンス研究棟改修施設整備等 事業 (5/14) ・小規模改修	総額 3, 6 8 3	施設整備費補助金 (3, 5 7 0)
		船舶建造費補助金 (0)
		長期借入金 (0)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (1 1 3)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

組織の活性化を促進し、教育研究の質的向上を図るため次の方策を講ずる。

- ① 平成20年度に構築した事務系職員に対する新たな人事評価システムによる勤務評価を実施する。
- ② 教員、事務職員等従来の画一的職種区分にとらわれない職種として平成20年度に設定した専門職群について、配置ポストなどの取扱を定める。
- ③ 平成17年度に策定した人件費削減計画に基づき人件費の削減を図る。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 3, 7 2 7人
また、任期付職員数の見込みを2 8 1人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 4 1, 2 5 4百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	39,295
施設整備費補助金	3,570
補助金等収入	2,218
国立大学財務・経営センター施設費交付金	113
自己収入	32,611
授業料、入学金及び検定料収入	10,366
附属病院収入	21,616
雑収入	629
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,483
承継剰余金	133
目的積立金取崩	5,895
計	95,320
支出	
業務費	63,947
教育研究経費	44,011
診療経費	19,935
一般管理費	10,665
施設整備費	3,683
補助金等	2,218
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,483
長期借入金償還金	3,322
計	95,320

[人件費の見積り]

期間中総額 41,254百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 31,011百万円)

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額 839百万円、前年度よりの繰越額 2,730百万円。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	85,911
経常費用	85,778
業務費	74,881
教育研究経費	12,111
診療経費	9,752
受託研究経費等	6,886
役員人件費	161
教員人件費	28,164
職員人件費	17,804
一般管理費	4,071
財務費用	968
減価償却費	5,856
うち受託研究費等	658
臨時損失	133
収益の部	88,010
経常収益	87,877
運営費交付金収益	40,054
授業料収益	7,893
入学金収益	1,385
検定料収益	314
附属病院収益	21,616
受託研究等収益	7,621
補助金等収益	2,076
寄附金収益	2,119
財務収益	64
雑益	1,903
資産見返運営費交付金等戻入	1,039
資産見返補助金等戻入	70
資産見返寄附金戻入	1,497
資産見返物品受贈額戻入	220
臨時利益	133
純利益	2,099
目的積立金取崩益	1,768
総利益	3,867

注) 損益が均衡しない理由

- ・ 附属病院における利益
借入金に係る元金償還額と減価償却費の差額・・・1,977百万円
附属病院収益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額
・・・58百万円
- ・ その他の利益
雑益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額・・・111百万円
清算のために収益化する運営費交付金債務による利益・・・1,721百万円

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	103,671
業務活動による支出	78,931
投資活動による支出	11,734
財務活動による支出	4,909
翌年度への繰越金	8,096
資金収入	103,671
業務活動による収入	85,593
運営費交付金による収入	39,295
授業料・入学金及び検定料による収入	10,366
附属病院収入	21,616
受託研究等収入	7,621
補助金等収入	2,218
寄附金収入	2,571
その他の収入	1,903
投資活動による収入	3,683
施設費による収入	3,683
財務活動による収入	64
前年度よりの繰越金	14,330

別表(学部の学科・課程, 研究科の専攻等)

文学部	人文科学科	760人
教育学部	教育学科	220人
法学部	法学課程	850人
経済学部	経済学科	400人
	経営学科	360人
理学部	数学科	200人
	物理学科	140人
	化学科	300人
	生物科学科	320人
	地球科学科	240人
医学部	医学科	600人(医師養成に係る分野)
	保健学科	760人
歯学部	歯学科	360人(歯科医師養成に係る分野)
薬学部	薬科学科	200人
	薬学科	120人
工学部	応用理工系学科	640人
	情報工学科	720人
	機械知能工学科	480人
	環境社会工学科	840人
	3年次編入学	20人(各学科共通の学生収容定員)
農学部	生物資源科学科	144人
	応用生命科学科	120人
	生物機能化学科	140人
	森林科学科	144人
	畜産科学科	92人
	農業工学科	120人
	農業経済学科	100人
獣医学部	獣医学科	240人(獣医師養成に係る分野)
水産学部	海洋生物科学科	216人
	海洋資源科学科	212人

	増殖生命科学科	216人	
	資源機能化学科	216人	
文学研究科	思想文化学専攻	63人	〔うち修士課程 36人〕 〔博士後期課程 27人〕
	歴史地域文化学専攻	133人	〔うち修士課程 76人〕 〔博士後期課程 57人〕
	言語文学専攻	133人	〔うち修士課程 76人〕 〔博士後期課程 57人〕
	人間システム科学専攻	84人	〔うち修士課程 48人〕 〔博士後期課程 36人〕
法学研究科	法学政治学専攻	85人	〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 45人〕
	法律実務専攻	300人	(専門職学位課程)
経済学研究科	現代経済経営専攻	105人	〔うち修士課程 60人〕 〔博士後期課程 45人〕
	会計情報専攻	40人	(専門職学位課程)
医学研究科	医科学専攻	60人	(修士課程)
	医学専攻	300人	(博士課程)
	生体機能学専攻※18	20人	(博士課程)
	病態制御学専攻※18	30人	(博士課程)
	高次診断治療学専攻※18	24人	(博士課程)
	癌医学専攻※18	12人	(博士課程)
	脳科学専攻※18	14人	(博士課程)
社会医学専攻※18	10人	(博士課程)	
歯学研究科	口腔医学専攻	168人	(博士課程)
工学研究科	応用物理学専攻	92人	〔うち修士課程 68人〕 〔博士後期課程 24人〕
	有機プロセス工学専攻	68人	〔うち修士課程 50人〕 〔博士後期課程 18人〕
	生物機能高分子専攻	55人	〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 15人〕

	物質化学専攻	49人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	34人 15人
	材料科学専攻	81人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	60人 21人
	機械宇宙工学専攻	57人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	42人 15人
	人間機械システムデザイン専攻	55人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	40人 15人
	エネルギー環境システム専攻	55人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	40人 15人
	量子理工学専攻	49人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	34人 15人
	環境フィールド工学専攻	61人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	46人 15人
	北方圏環境政策工学専攻	51人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	36人 15人
	建築都市空間デザイン専攻	51人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	36人 15人
	空間性能システム専攻	59人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	44人 15人
	環境創生工学専攻	77人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	56人 21人
	環境循環システム専攻	75人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	54人 21人
獣医学研究科	獣医学専攻	96人	(博士課程)	
情報科学研究科	複合情報学専攻	60人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	48人 12人
	コンピュータサイエンス専攻	72人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	48人 24人

	情報エレクトロニクス専攻	102人	うち修士課程 78人 博士後期課程 24人
	生命人間情報科学専攻	84人	うち修士課程 66人 博士後期課程 18人
	メディアネットワーク専攻	84人	うち修士課程 60人 博士後期課程 24人
	システム情報科学専攻	78人	うち修士課程 54人 博士後期課程 24人
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	137人	うち修士課程 86人 博士後期課程 51人
	海洋応用生命科学専攻	148人	うち修士課程 94人 博士後期課程 54人
環境科学院	環境起学専攻	133人	うち修士課程 88人 博士後期課程 45人
	地球圏科学専攻	119人	うち修士課程 74人 博士後期課程 45人
	生物圏科学専攻	173人	うち修士課程 104人 博士後期課程 69人
	環境物質科学専攻	89人	うち修士課程 56人 博士後期課程 33人
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60人	(専門職学位課程)
理学院	数学専攻	143人	うち修士課程 92人 博士後期課程 51人
	化学専攻	178人	うち修士課程 112人 博士後期課程 66人
	量子理学専攻	78人	うち修士課程 48人 博士後期課程 30人
	宇宙理学専攻	60人	うち修士課程 36人 博士後期課程 24人

農学院	自然史科学専攻	138人	うち修士課程 78人 博士後期課程 60人
	生命理学専攻	64人	うち修士課程 40人 博士後期課程 24人
	共生基盤学専攻	144人	うち修士課程 96人 博士後期課程 48人
	生物資源科学専攻	126人	うち修士課程 84人 博士後期課程 42人
	応用生物科学専攻	54人	うち修士課程 36人 博士後期課程 18人
	環境資源学専攻	126人	うち修士課程 84人 博士後期課程 42人
生命科学学院	生命科学専攻	396人	うち修士課程 270人 博士後期課程 126人
教育学院	教育学専攻	153人	うち修士課程 90人 博士後期課程 63人
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア専攻	96人	うち修士課程 54人 博士後期課程 42人
	観光創造専攻	39人	うち修士課程 30人 博士後期課程 9人
保健科学院	保健科学専攻	52人	(修士課程)

(注1) 右欄の人数は、平成21年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※18を付した研究科の専攻は、平成18年度入学者をもって募集を停止した専攻を示す。